平成２９年（フ）第３３１号
大津市滋賀里１丁目18番６号　グリツィーニ１
債務者　閑社　茂夫
法定代理人成年後見人　大原　薫男
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４２号
滋賀県近江八幡市末広町578番地21
債務者　下川　信晴
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１５０号
滋賀県彦根市芹川町741番地２（106号）、前住所滋賀県彦根市西今町969番地１（202号）
債務者　細居沙也佳
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第８２１号
広島県安芸高田市八千代町佐々井2051番地
債務者　冨田　千絵（旧姓出羽）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８２３号
広島市南区東雲２丁目15番13―214号
債務者　東岡由麗枝
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８５９号
広島市南区東雲２丁目15番13―202号
債務者　髙木　弘子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１号
広島県庄原市西本町４丁目459番地１　ラ・フルール庄原　103号
債務者　秋山　健二
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第１２５号
山口県下関市新椋野３丁目９番20号　シャーメゾンフェアリーⅣ　201号
債務者　奈須本　勇
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
高知県安芸郡安田町大字安田879番地
債務者　安岡　佐智
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
福岡県みやま市瀬高町下庄347番地７　ピュアサファイアⅠ　203号室
債務者　河野由美子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第３３５号
宮崎市佐土原町下田島12219番地40　アビタシオン宮本605号
債務者　髙橋　雄二
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３４４号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田471番地
債務者　宇都宮久子（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４５２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目32番47―43号
債務者　山田　美佳
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
茨城県龍ケ崎市小柴２丁目１番地３　ステラ壱番街９棟204号室
債務者　松崎　拓馬（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６１号
茨城県取手市谷中550番地８　エルスリー茨城取手２番館　213号室
債務者　影山　壽尾
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７５号
長野県茅野市本町東２番６号
債務者　笹岡八重子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第５３号
長野県飯田市北方1611番地１
債務者　藤森　直美
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
長野地方裁判所飯田支部